

議案第 31 号

多可町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町立幼稚園条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町立幼稚園条例（平成17年多可町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項中「別表第2のとおり」を「多可町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成 年多可町条例第 号）に定める利用者負担額（町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

多可町立幼稚園条例

現 行	改 正											
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 保育料は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表第1</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>別表第2</u> (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">3歳児</th> <th style="text-align: center;">4・5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多可町立加美幼稚園</td> <td>1名につき</td> <td>1名につき</td> </tr> <tr> <td>多可町立八千代幼稚園</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	名称	3歳児	4・5歳児	多可町立加美幼稚園	1名につき	1名につき	多可町立八千代幼稚園	6,000円	4,000円	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 保育料は、<u>多可町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成 年多可町条例第 号)</u>に定める利用者負担額(町の区域外に居住する場合には、<u>居住する市町村の定める額</u>)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>別表</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)
(略)												
名称	3歳児	4・5歳児										
多可町立加美幼稚園	1名につき	1名につき										
多可町立八千代幼稚園	6,000円	4,000円										
(略)												